

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

令和7年2月

東京都監査委員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３第６項の規定により、東京都包括外部監査人久保直生が実施した平成２９年度の包括外部監査並びに青山伸一が実施した令和３年度及び令和４年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和７年２月１９日

東京都監査委員	龍 円 あいり
同	斉 藤 やすひろ
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

目 次

第1 報告の内容

1 平成29年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	
環境局	2
2 令和3年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	3
(1) 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の	
経営管理について	
下水道局	4
3 令和4年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	6
(1) 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディング	
ス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について	
港湾局	7

第1 報告の内容

平成 29 年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等 件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	環境局	58	57	1	0	0

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-2 (250)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳への登録の正確性について	監査対象年度終了後に「財産情報システム登録財産の今後の取扱いを定め、併せて多摩環境事務所における未登録財産の方針に適切に従い、公有財産の性質に応じて、定期的に現物確認を実施するなどして、実際に即した正確な公有財産台帳を作成されたい。	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳への登録については、現行規程「公有財産関係の条例及び規則の施行について（依命通達）」に照らした工作物の適正基準を踏まえ、「財産情報システム登録取扱方針」の内容を見直し、「環境局自然公園施設における財産情報システム登録取扱方針」に改正した。 その上で、レンジャー等の巡視の中で定期的に現物確認を実施するとともに、改正した取扱方針に基づき登録が必要な財産について精査を行い、未登録財産に係る公有財産台帳を作成した。 引き続き、改正した取扱方針や関係規定に基づき、正確な財産台帳の作成と適切な管理を徹底していく。	改善済

令和3年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等 件数	措置状況		
			改善済		未措置
			既通知済	今回通知	
下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	下水道局	100	94	4	2 0

令和３年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サーピス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-16 (66)	葛西南北連絡渠について	葛西南北連絡渠は、葛西水再生センター北2系水処理施設と南4系水処理施設予定地との間に連絡渠（D渠）を整備したものである。南4系水処理施設建設前に連絡渠を整備したが、その後、南4系水処理施設は建設されておらず、結果として、40年以上、連絡渠が使用されず、残されたままとなっている。下水道局は、南4系予定地に再構築用の水処理施設を整備することを検討しており、D渠はその連絡用通路として使用する計画があるとしている。しかしながら、再構築用の水処理施設をいつ整備するかは、現在のところ特に決められておらず、D渠の使用時期も不明である。下水道局は、再構築に着手するまでの間は、現在、セクターで不足している被災時などの応急復旧資材置場として暫定活用することとしている。応急復旧資材置場として使用する際には、新たな補修工事が必要となる可能性もある。応急復旧資材置場として暫定活用するのであれば、補修工事などでどの程度の経費が必要となるのか、経費に見合う便益を得られるのかを明確にした上で、対応を図られたい。	葛西南北連絡渠の活用に向けて、滞留水の排水方法や躯体の補修方法に関する検討を行うため、令和4年12月から調査を実施した。現地調査の報告を基に、令和6年2月に今後の方針として、当面は補修工事後に応急復旧資材等置場としての整備工事を行い、将来は水処理や汚泥処理のための設備配管スペース及び南北連絡通路として活用することを決定した。応急復旧資材等置場としての補修工事は、令和6年8月に契約を締結した。	改善済
意見	1-18 (69)	新河岸処理場送泥管その1工事について	新河岸処理場送泥管その1工事については、他用途への転用等を検討したが、有効な活用方法がないことが確認された。流入水量の横ばい状態が継続しているなど、現在の環境を踏まえれば、除却はやむを得ないと考える。最終的な決着まで必要以上に時間をかけすぎないことや、それまでの経緯や判断根拠などについて、十分に説明責任を果たせるよう対応されたい。	新河岸処理場送泥管その1工事については、他用途への転用等を検討したが、有効な活用方法がないことから、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。当該資産の対応に向けて行っていた設計・委託の成果を基に道路管理者等と協議を行い、送泥管の取扱いについては全路線残置とする方針を令和6年3月に決定した。今後は、道路管理者との間で施工方法に関する協議を整え、適切に工事を実施する。	改善済
意見	2-16 (200)	委託業務効率化の計画的な取組と設計金額への反映について	契約金額に関して競争が行われない特命随意契約を継続する際には、一定の経済性を維持し、更に向上させるために、次のような対応が必要となる。まず、設計金額の積算基準等と実際の平均的な実績等との差異の調査、分析を行っている実態調査を拡充し、より一層、実態に即した積算基準等となるようにすることである。また、委託業務に係る業務効率化の観点からの調査を加え、各施設の実績に関する分析を深めることにより、積算基準等の見直しだけでなく、委託業務効率化の先行事例やヒントを収集し、各施設で共有することも重要である。次に、委託業務自体の効率化やコスト削減を、体系的、計画的に進めることである。そして、委託業務の仕様書で位置付けた上で、各年度の委託先の業務計画に効率化の取組項目や管理指標、目標値などを設定させ、業務報告等を通じて取組の進捗を管理することが考えられる。積算基準等のうち、可能な費用については、各施設独自の実績や取組結果を反映できるように積算基準等やその運用を見直すことについても検討が必要がある。同時に、委託元としては、各施設の委託先での取組を適正に評価してインセンティブを付与するなど、委託先がすべての施設で業務効率化に積極的に取り組めるように工夫し、その状況を管理、指導していくことが重要である。委託業務効率化の計画的な取組と設計金額への反映により、継続的な特命随意契約においても一定の経済性を確保し、向上させることができるよう、上記のような取組に関する仕組みを構築されたい。	令和4年度は、令和3年度に実施した「施設管理業務歩掛り等実態調査委託」に基づき、「現場間接費」等、積算基準等に係る一部費目を前倒して改定した。令和5年度は、令和2年度から4年度までの委託業務の実績及び委託先からの改善提案80件を取りまとめ、業務効率化に資する先進的な取組の効果を調査項目として整理し、「令和5年度積算基準等実態調査委託」を実施した。令和6年度は、「令和5年度積算基準等実態調査委託」で行った実態調査や、業務効率化に資する先進的な取組の効果分析結果を踏まえ、保全管理業務の改善等に関する取組成果を積算に反映できるように、令和6年11月に積算基準等を改定した。併せて、受託者が業務効率化の取組項目や管理指標、目標値を設定し自ら評価を行うとともに、都が業務報告等を通じて取組の進捗管理等ができるよう委託仕様書を見直した。令和7年度の管理業務委託から、新たな積算基準等及び委託仕様書に基づき契約手続を行う。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (315)	現金の保有残高について	TGS本社での現金残高は、令和3年3月31日時点で3,465,503円、監査時点で2,701,939円となっている。毎月の支出状況を見ると、現状の現金残高は現金保有としては明らかに多い。来店予約、払戻回数が増加等の業務負担はあるが、現金保有によるリスクも生じることから、現状の支出状況を勘案して、適正な現金残高を検討されたい。 なお、現状、現金の支出としている管外出張の旅費は、一般的には小口現金の支出には当たらない。出張に関する統制を徹底する意味においても、本当に緊急を要する出張以外は、一定期間前までに出張及び必要とする現金に関して報告するなどの規則を決めた上で、その運用を徹底されたい。また、将来的には、管外出張の旅費に関して現金手渡しのリスクを考慮して、振込等の別の方法での運用を検討されたい。	管外出張旅費の支払方法については、課題の抽出を行い、原則として口座振込とする事務取扱要綱を定め、令和5年4月から運用を開始している。令和5年度においては、引き継ぎ要綱の運用を徹底する。 また、現金の保有残高については、主な現金支出であった管外出張旅費について早期の予定把握と口座振込による支給を徹底することとで、必要最低限の保有残高となるようにした。その上で、令和5年度の1年間を通じた支出状況のデータが得られたため、そのデータに基づき内規で現金の保有残高に係る基準を定め、令和6年7月1日から運用を開始している。	改善済

令和4年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について	港湾局	89	84	5	0

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (28)	港湾隣接地域における許可申請手続について	令和3年度の港湾隣接地域における許可手続の関係書類について、無許可による地盤調査、工期変更承認申請の遅延があった。工事監督者として、提出された施工計画書及び定期的な進捗確認により、完了届や工期変更承認申請書の提出遅延がないかについては、能動的に確認する旨だけでなく、再発防止策についても記載せるとともに、当該再発防止策が適切なものであるかを関係部署で共有し、不足があれば更なる指導を行うよう検討されたい。	円滑な申請書類の作成及び届出漏れ防止のために、申請者が作成する添付書類について、よくある問合せや誤りやすい点を入れた申請者向けの詳細マニュアルを作成し、令和5年10月からホームページで公表している。許可担当及び工事監督担当の局内関係者に同マニュアルを共有し、許可申請及び許可後の手続等を再確認している。 また、許可後は、「自費出願工事申請一覧」により履行状況を入力、確認し、施工計画書に基づき進捗状況を把握するとともに、必要に応じて必要書類の提出状況の確認を行っている。 なお、願末書が必要となった場合は、再発防止策について記載を求め、内容について許可担当、工事監督担当で共有するとともに、不足があれば更なる指導を行う。	改善済
指摘	1-1 (30)	臨港地区における構築物の検証手続について	決裁文書において、港湾法の条文の引用が正確になされていないものがあったことは、文書の作成に当たり、同種内容の従前の文書を参考に作成した際に、改めて内容の確認が十分にならなかったことによる。従前の文書を基礎として新規の文書を作成する際は、従前の誤謬を繰り返す危険性も内在されているため、細心の注意を払って作成するよう検討されたい。	令和5年1月から、起案を回付する際に、申請場所、根拠条文などのチェックリストを作成・添付し、確認している。	改善済
意見	1-2 (34)	水域（公共空地） 占用許可申請書における申請書類の不備について	令和3年度の水域（公共空地）占用における許可手続について、申請書類の不備が発見された。 ① 添付書類（平面図）の不備（1件） ② 申請占用水域内設書の誤謬（1件） ③ 水域（公共空地）占用許可申請書の誤謬（2件） ④ 不要な書類（平面図）の添付（1件） いずれの案件についても、過去からの継続による占用であり、占用料の誤りはないが、継続の場合においても、添付書類との整合性の確認を行う手続に改めるよう検討されたい。	令和4年12月に、不備のあった申請書類について、平面図等の添付、申請書と添付書類の面積の内訳等の整合、申請書の占用面積と草さ・出幅の整合、不要な書類の有無などのチェック事項を、担当内で文書により再確認した。今後も内容と整合性について確実に確認していく。 また、令和4年12月に、年度交替時の継続申請者宛てに提出書類の再確認を依頼する文書送付を行い、注意喚起を図った。新規の申請や継続の申請にかかわらず、令和5年1月申請分から継続的に申請書と添付書類の確認を確実に実行しており、今後とも実施していく。	改善済
意見	1-3 (35)	水域（公共空地） 占用許可申請書における減免時の記載方法について	令和3年度の水域（公共空地）占用における許可手続の関係書類について監査を行った44件のうち、木材関連事業者によるいかだ係留のための占用に係る減免が1件、暫定係留保管水域における工事作業船のための占用に係る減免が3件あったが、使用料の減免に関する記載欄があるにもかかわらず、備考欄を含めて減免の根拠についての記載はなかった。 申請書上、減免の根拠を明確にするために、使用料の減免欄に減免の根拠について記載するよう検討されたい。	水域占用許可において、使用料を減免する場合には、その根拠を減免欄又は備考欄に記載する必要があるため、職員に対し、令和5年1月に手続の遵守について文書により注意喚起を行った。 また、継続性を担保するため、令和5年4月以降、人事異動に伴う職員間の引継書にも同文書を添付している。	改善済
意見	1-4 (36)	水域占用料額改定の 検討方法について	いかだ係留のための占用料や上空の占用又は地下埋設物設置のための占用料についても、現行料額に桟橋等の原価率を乗じて1件当たり原価とするのではなく、単位当たり原価を算定し、料額改定の可否を決定するよう検討されたい。	「いかだ」と「上空又は地下埋設物」の占用料については、料額改定の要否を決定するための受益者負担適正化調査において、これまでの算出方法を改め、単位当たり原価を算定した。	改善済

令和４年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-5 (40)	海岸保全区域における許可申請手続について	申請漏れや、工事完了届や工事着手届出の提出遅延については一義的には事業者の責任であり、港湾局として事前に対応することはできないが、工事監督者より確認を行えたものと考えられる。今後は、工事監督者として、提出された施工計画書及び定期的な進捗確認により、着手届、完了届や工期変更承認申請書の提出遅延がないかについて、能動的に確認することを検討されたい。	円滑な申請書類の作成及び届出漏れ防止のために、申請者が作成する添付書類について、よくある問合せや誤りやすい点を入れた申請者向けの詳細マニュアルを作成し、令和5年10月からホームページで公表している。許可担当及び工事監督担当の局内関係者に同マニュアルを共有し、許可申請及び許可後の手続等を再確認している。 また、許可後は、「自費出願工事申請一覧」により履行状況を入力、確認し、施工計画書に基づき進捗状況を把握するとともに、必要に応じて必要書類の提出状況の確認を行っている。	改善済
指摘	1-2 (41)	工事完了届における押印の省略について	海岸保全区域における許可手続における工事完了届については、押印の省略のできる旨の基準がない中で、押印省略が行われている。行政手続における必要な押印省略に実施に当たっては、手続について明文化すべきである。工事完了届以外の書類を含めて、実務的に押印の省略を行っている手続に関しては、基準を作成し、関係者に周知することを検討されたい。	令和5年3月に「自費出願工事の提出書類作成要領」を改正し、押印省略の基準を明確化して局内に通知し、令和5年4月よりホームページで公表している。	改善済
意見	1-6 (51)	国際クルーズ船受入れ再開後の対策とときめ細やかな取組について	国際クルーズ船の受入れ再開による都の対策の効果を見据えた上で、実際の国際クルーズ船の客層を分析して求められる都の役割を把握し、きめ細やかな取組を行われたい。	寄港前の関係者会議に加え、国内外の船会社に対して、直接訪問又は日本へ招請し案内するなどの営業活動の中でヒアリングを行い、利用者ニーズの把握に努めている。この把握したニーズに適切に対応するため、チャートルバスの目的地的の変更や臨時売店の出店を行うとともに、海外の利用者向けの館内装飾を令和6年7月から実施するなど、必要な対応を実施している。	改善済
意見	1-7 (54)	東京国際クルーズターミナルの運営費の削減と効率的な支出について	寄港やイベント等のない日は、一般開放せずに経費の削減に努めるか、営業時間内であればいつでも自由に入館できることや、イベントのない時期でも立ち寄り寄る価値のある施設であることを積極的に公表して、一般来館者の来訪に力を入れることにより、経費の効率的な支出に努められたい。	施設のホームページやSNS、TOKYU Unique Venuesでの紹介等を通じ、送迎デッキからの展望や開放的な大空間等の魅力を有する常時開放のターミナル施設であることを随時発信しているほか、令和5年度末の「TOKYU」サインの設置や令和6年5月からのターミナルにおける次世代型ソーラーセル実証実験開始等を積極的に公表し、ターミナルを活用するなど、施設の魅力や知名度の向上を図っている。 また、施設についてどのようなように知ったのか等を利用者へ都度確認し、その後の効果検証に活用していく。	改善済
意見	1-8 (58)	港湾厚生施設の使用許可期間について	港湾厚生施設の使用許可は事務手続が定められていないため、少なくとも昭和46年から半世紀以上にわたり毎年度、事業者が任意の様式により使用許可を申請し、都がこれらに基づいて許可を行っている。 都は、従来より港湾法に基づき、船舶乗組員や港湾労働者のために、港湾厚生施設を整備しているが、施設を廃止する場合は使用者の合意のもとに新しい施設を用意しており、今後も当該事業を中止または一時停止する予定はない。このため、使用期間を1年とすることに根拠はない。使用期間を1年とすることなく、他の港湾施設の定期使用の期間や指定管理者の指定の期間等に合わせて3年又は5年等の一定の期間とすることにより、都及び使用者の事務負担を軽減されたい。	東京都港湾管理条例施行規則で港湾厚生施設の使用許可期間を3年と規定し、令和6年度許可申請から適用している。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-9 (59)	港湾厚生施設の使用許可申請の添付資料の簡素化について	港湾厚生施設の使用許可は事務手続が定められていないため、毎年度、事業者が任意の様式により使用許可を申請している。使用者は施設の平面図等の図面や使用者が自費で行った工事の一覧である自費出願工事一覧表、備品目録を申請書に添付しており、申請書等には膨大な書類が添付されている。これに対し都は、申請書に添付されているものと同じ書類を許可書に添付している。また、都は、使用者が自費で行った工事について施設の返還時に原状回復を求めているが、自費出願工事一覧表には、設備の修繕や更新工事、事故発生予防措置等の原状回復に適さない工事が多く含まれている。これらの工事は当然に原状回復が免除されるべきものであり、申請書と許可書の両方に添付することは経済的合理性に欠ける。申請書と使用許可書について添付が必要な資料を再確認し、書類を削減し、事務負担を軽減されたい。	事務負担の軽減やペーパーレスの観点から、令和5年度からの使用許可分を対象に、使用申請書添付書類のうち自費出願工事一覧を不要とした。また、使用許可書添付資料では、申請書に添付されているものと同じ書類である備品目録、施設平面図及び自動販売機等設置台数一覧表等について、審査の段階でその内容に変更がないもの及びその他特に必要があるものを除き省略し、使用許可書にその旨を記載することで添付書類の簡素化を図った。	改善済
意見	1-10 (60)	契約金額の検証について	船舶運航管理業務について、都は専門性が高く委託できる事業者が1者のみであると考えており、当該業務は検査員による履行確認が必要ないため、書面による履行確認を行っている。また、契約金額の検討の有無や妥当性、正確性について確認できなかった。契約の締結に当たっては、金額の正確性や根拠資料との整合性を確認し、人件費計上金額の根拠となった職員が業務に従事していることや、設備費用の実費を確かめた場合は、その旨を記録するか、あるいは領収書等のコピーを保管する等により、適切に審査を行った証拠を残されたい。	令和5年度の契約については、人件費については、事業者から毎月提出される報告書の精査により業務従事状況を確認した。 また、設備費用については、受託者に対して算出根拠の分かる資料の提出を求め確認した。これらの状況は、記録として残している。 今後は、これまでの検証内容を踏まえ、検証方法を整理していく。	改善中
意見	1-11 (63)	貯木場及び泊地について	都は、東京港に5カ所の貯木場と木材投下泊地を設けているが、平成23年度から使用されていない。これは木材の輸入がコンテナ輸送となったことによるものであり、今後、これらの需要が回復する可能性は低いいため、周辺環境や社会情勢をふまえ、今後の対応を検討されたい。	東京港第9次改訂港湾計画を策定する過程で、周辺環境や社会情勢を踏まえ検討した。 現地周辺には木材取扱事業者が立地しているため、東京港第9次改訂港湾計画(令和5年12月公示)において、引き続き機能を維持していくこととした。 今後、当該地については将来の周辺環境や社会情勢の変化に合わせ、貯木場の在り方を検討していく。	改善済
意見	1-12 (74)	港湾管理条例の経過措置への対応について	以下の運営方針及び実施基準は、港湾設備条例に準拠している内容となっているが、港湾設備条例は平成16年3月に港湾管理条例に改正されており、港湾設備条例の規定が港湾管理条例のどの規定に相当するのかが明文化されていない。そのため、港湾設備条例の規定に該当する港湾管理条例の規定を港湾局以外の第三者が正確に判断できない可能性がある。 港湾管理条例との関係が明確になるよう見直しを検討されたい。 ・大井海貨上屋（第1号）運営方針 ・港湾設備用地使用料の減免基準 ・密接関連事業用地及び臨時施設用地に係る施設整備期間の使用料の減免（免除）について ・給水を目的として係留施設を使用する船舶等に対する取扱いについて ・密接関連事業用地及び青海C3・C4用地の港湾設備使用料の減免について ・都営大井食品上屋（第2号）管理運営方針 ・港内クルーズ船に係る港湾設備（係船岸壁・係船棧橋）使用料の取扱いについて ・大井コンテナふ頭耐震棧橋使用料等の減免について	令和5年9月に全ての運営方針・実施基準について港湾管理条例との関係が明確になるよう改正を実施し、東京港管理事務所等の関係者に周知を行った。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (84)	業務実施状況の確認体制の更なる強化について	夢の島マリナーナは、港湾局の指定管理施設と同様の規模と重要性を有する施設であり、事業の状況に関する都民の関心も高いと考えられるが、各年度の業務実施状況について、外部第三者の視点も含まれた事後的な評価や結果の公表を行う取決めがない点においては、指定管理者制度と同等の対応がなされているとは言えない。年度単位での外部の第三者も含めた評価の適用等、業務実施状況の確認体制の更なる強化を検討されたい。	令和5年度以降の事業実施報告において、自主事業やイベントなどに係る報告事項を追加し、報告内容の充実を図るとともに、都職員による実地調査を毎月実施している。 また、令和6年度以降は、事業実施報告の頻度を四半期ごとから月次へと変更している。 さらに、各事業年度終了後に事業実施状況を評価することについて、新たに管理運営基準等に盛り込み、事業実施状況の確認体制を強化している。 今後、令和7年度に外部委員を含めた事業評価委員会を実施する方向で取り組んでいく。	改善済
意見	1-14 (94)	補助金単価に係る調査について	補助金単価の変更要否にかかわらず、事業の効果検証の面から、補助金単価設定の基礎となる増加コスト等の調査は、定期的に実施することが望ましい。 また、補助金対象事業者からのヒアリングからだけでなく、可能な限り、複数のチャネルから情報を得ることが望ましい。 このような点を考慮して、事業の効果の検証やコスト、輸送時間、輸送ルートなど、モーダルシフトに係る貨物輸送の実態調査を定期的に行われたい。	令和5年度に、東京港を利用して内航フィーダー輸送等を行う船会社のほか、運送事業者やフィーダーなどの関係者に対し、ヒアリングにより貨物輸送の実態を調査するとともに、補助金単価設定の妥当性について検証した。 さらに、モーダルシフトのニーズの状況を踏まえて補助制度の見直しを行った。 今後もモーダルシフトに係る貨物輸送の実態を把握するため、概ね3年ごとにヒアリングによる調査を実施する。	改善済
意見	1-15 (105)	メール添付により送付された申請データの管理について	メール添付により送付される申請書類の送付先のアドレスについては、関連部署で共通した取決めはなく、管理事務所や各地区の担当部門又は各担当者のメールアドレスへ送信されていると推察される。 本来、メールでのやり取りについては、個人のメールアドレスであっても、担当者が複数人でチェックできる体制の下での確実な運用が求められる。また、入手したデータファイルについては、当該申請手続に關与する担当者がアクセスできる共有フォルダに適切に保管することが必要である。種々の運用方針等に適切な対応方法を各職員で徹底されたい。	入手したデータファイルについては、サーバーで組織的に管理するとともに、体系的にフォルダを整理することについて、事務連絡により局内に周知した。また、令和5年度「個人情報安全管理・情報セキュリティ強化月間」期間中に実施した自己点検に本項目を追加し、局内において適正に実施されていることを確認した。 令和6年4月に実施した情報セキュリティ研修においても、体系的にフォルダを整理し、複数の担当者により進捗状況が確認できるようにすることを周知し、確実な運用に取り組んだ。	改善済
意見	1-16 (105)	申請手続のオンライン化について	都では、施設使用手続の効率化のため、全ての申請手続についてオンライン化を進め、更なる利便性向上を図っていくとしている。現状、システム対応済とされたのは、ほとんどが港湾情報システムと港湾EDIが連携された平成11年にオンライン化された手続であり、その後は、平成30年運用開始の入港料の減免申請手続以外のオンライン化は行われていない。 オンライン化されていない申請手続については、港湾情報システムのWEB申請では、データファイルを添付する必要のない申請手続を対象にシステムを構築しているためメールに添付せざるを得なかったり、申請様式に押印が必要であったり、本人確認を慎重に行うために、原本書類の添付が要請されたりする場合である。 これまでよりも迅速に申請手続のオンライン化を進められたい。	オンライン化されていない申請手続については、都全体の方針を踏まえ、まずは、メール対応によるオンライン化を実施した。 その上で、利用者の更なる利便性の向上や効率化を図るため、メール対応によりオンライン化を達成した手続の中で申請件数の多いものについては、現行の申請事務フローも考慮した上で、令和8年度を目途に港湾情報システムの改修を行っていくこととした。	改善済

令和４年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (108)	三港連携の推進について	今後も「京浜港共同ビジョン」及び「京浜港の総合的な計画」のビジョン等に沿って、スケールメリットを活かすため、「三港連携」の更なる推進を志向していく必要がある。 重要な点は、東京港で蓄積されたノウハウを三港で情報共有することにより京浜港全体に波及効果をもたらす等、全体として機動性の高い運営体制の構築を図っていくことにある。そのため、三港の担当部署による情報共有を更に進めるとともに、重要な連絡調整が必要な局面には、京浜港連携協議会を活用することも検討の余地がある。 引き続き、「京浜港共同ビジョン」及び「京浜港の総合的な計画」のビジョン等に沿って「三港連携」を推進されたい。 また、「京浜港共同ビジョン」や「京浜港の総合的な計画」を改訂する際にも、「三港連携」の推進に向け、更なる具体的な記載ぶりとなるよう取り組まれたい。	令和6年6月に、三港の係長会を開催し、京浜三港での環境分野における連携強化を図るため、港湾の脱炭素化に係る共同調査の実施に向けた検討及び調整を進めた。 今後、適宜、係長会や部課長会といった三港の会議体を通じて、調査実施の合意形成や進捗共有を行い、三港の所管部署間で情報共有を図りながら、連携施策を進めていく予定である。	改善済
意見	1-18 (117)	協議会の開催について	新型コロナウイルス感染症の影響が完全に払拭されたとはいえない状況の下で、会員が一堂に会するリアル型の協議会が開催できない場合を想定し、今後のライトアップ協議会では、リアル開催以外にも、オンライン方式や両者のハイブリッド方式での開催、複数の開催方式への対応を行い、会員の参加機会を一層確保された上で開催されたい。	令和4年度は、従来の対面方式に加え、オンライン方式を併用したハイブリッド方式を基本としてライトアップ協議会を開催した。 令和5年度は協議会の開催はなかったが、令和6年度の7月及び8月に開催した協議会では、令和4年度と同様にハイブリッド方式を採用した。事前には全会員に向けて資料を送付し、協議会開催までに理解を深めてもらおうとともに、進行に際してはオンライン参加者に対して発言を促した。	改善済
意見	1-19 (117)	新しい評価手法による効果測定について	ライトアップの効果測定として、今後は、ロケーションビッグデータ分析など、新しい手法を用いて人流を量的に把握していくことが客観的な効果把握には不可欠である。人流調査は、舟運活性化に向けた取組でも既に行われており、その取組も参考に継続して取り組まれたい。	令和4年度に引き続き、令和5年度にもロケーションビッグデータ分析を行うとともに、SNS分析などにより、ライトアップの効果測定を実施した。	改善済
意見	1-20 (124)	流出油事故の将来的な対策について	港湾区域を良好な状態に維持するため、事後的な流出油処理を行うだけでなく、事故後に東京海上保安部等の関係者と事故原因等の必要な情報共有を行い、流出油事故そのものを減少させられるような予防的な施策がないか、港湾管理者としても検討されたい。	流出油事故発生後、東京海上保安部等の関係機関との状況共有を徹底し、「流出油事故等対応状況報告書」に事故原因等の確認状況について記録している。 また、令和6年6月に開催された東京港排出油等防除協議会において、東京港における流出油事故の発生状況について港湾管理者として情報提供し、事故防止のための普及啓発を行った。 さらに、プレジャーボート等の流出油事故防止のため、東京夢の島マリーナの管理者と連携し、令和6年5月に開催された安全講習会において、船舶の適切な点検や安全運航について普及啓発を行った。 今後も、東京港における流出油事故の原因を分析し、東京港非排出油等防除協議会や東京夢の島マリーナの安全講習会で普及啓発を行うなど、流出油事故の減少に向けて予防的な取組を継続していく。	改善済
意見	1-21 (130)	水域利用調整協議会の開催方法について	直近の令和3年1月27日に開催された協議会（書面開催）について、議案書の送付から1か月程度の十分な検討時間を取るとともに、その他の意見等については、それぞれの所管団体に回答を求めた上で、審議結果の報告がなされており、結果として、慎重かつ適正な審議が行われたものと言えるが、審議前の可能性としては、審議に当たった際の疑問や意見の対立もあり得るものと言える。 今後は、対面による会議が困難な場合においては、オンライン会議により実施することを検討されたい。	今後実施する水域利用調整協議会において、対面による会議実施が困難な場合は、審議事項の内容を勘案した上で、オンライン会議により実施する方向で進めていく。	改善済
意見	1-22 (133)	営業用船舶の放置について	港湾区域における営業用船舶の放置船舶は、主に河川区域の護岸工事に伴い、港湾区域に移動し、工事後も不法に係留しているものがある。 今後も、河川区域を所管する建設局と連携し、事業者の営業実態等を考慮しながら調整を進め、当該事案の解決に向けて努められたい。	これまで建設局と連携し、占用許可に係るスキームや護岸工事中の放置船舶の移転先、栈橋構造等を検討した上で、各船舶へ仮営業拠点候補地に係る説明会を実施した。 引き続き放置船舶の移転について、河川と運河の護岸工事を踏まえ、船舶所有者と調整を図り、当該事案の解決を図る。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-3 (137)	T P Tが行った外部委託契約締結前の都との事前協議について	令和3年度青海・品川公共コンテナ埠立哨警備委託契約については、都とT P Tとの間で締結された覚書のとおり、T P Tにより契約事務が行われたが、覚書では、委託契約の締結に際しては、契約締結前に、T P Tは都に契約目途額や委託警備内容等を提示し、双方による協議を行うことと定めている。この双方による協議を、実施した記録が残されていない。覚書に定める双方の協議状況が確認できよう、適切に記録を保存されたい。	令和5年度の委託契約前である令和5年1月に、T P Tから都へ委託件名、期間、内容、契約目途額を記載した協議文書による協議を実施し、同年2月に都の回答を受領した。 また、令和6年度の委託契約前である令和6年2月には、T P Tから都へ前年度協議内容に加えて、仕様書の前年度からの変更点及び契約方法（競争入札）を記載した協議文書による協議を実施し、同年2月に都の回答を受領した。 双方の協議文書は、都及びT P Tにおいて、それぞれ適切に保存した。今後も継続して協議を行い、協議文書は都及びT P Tにおいて、それぞれ適切に保存する。	改善済
指摘	1-4 (139)	東京港内清掃作業委託の外部委託について	令和3年度東京港内清掃作業委託の実績報告を調査したところ、委託料として25,460千円の外部委託料が、T P Tから外部に支払われていた。本件契約第20条の再委託の禁止に抵触することが懸念されたため、内容を確認したところ、産業廃棄物の運搬・処理、動物死骸処理等に要する委託料であった。これは海面清掃作業全体を再委託していることとは異なっており、港湾局とT P Tの判断は容認し得るものの、契約文書と実態が形式的には乖離しているため、実態を反映した文面となるよう、契約文書表現を改められたい。	主たる業務の再委託を禁止することを明確にするため、令和5年度以降の契約文書に以下の文言を明記した。 (再委託の禁止) 第20条 乙は、本委託に係る業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。	改善済
意見	1-23 (139)	東京港内清掃作業委託の実績報告分析について	令和3年度東京港内清掃作業委託契約では、T P Tが四半期ごとの概算払の請求時と契約終了時に、実績報告の承認を受けている。この承認時の港湾局の検討状況について、給料、諸手当、委託料に関する四半期執行額の推移に変動が見られたため、事情把握しようとして試みたが、資料内の情報では不明であった。 本件の実績報告には、各費目の金額欄の横に備考欄が設けられているため、著しい数値変動等については、状況説明を受託者側において記載するよう定めることや、承認時の港湾局での検討内容を、別途、文書で作成し、ファイリングする等、最適な方法を検討し、改善を図られたい。	東京港内清掃作業委託における実績報告を分析するため、「受託者からの四半期ごとの概算払請求時及び契約終了時の実績報告において、備考欄を活用し、金額変動の大きい科目について増減理由を記載させる。」、 「増減理由を確認するとともに、必要に応じて聞き取りを行い、妥当性の検証を行った内容については文書に記録し、実績報告と一緒にファイリングを行う。」といった取組を、令和4年度の契約終了時実績報告から実施した。 さらに、令和5年度からの契約においては、「概算払請求時及び契約終了時実績報告時において、金額変動の大きい場合にはその理由を記載する。都から要求があった場合は、その関係資料を提出する。」旨の契約条項を追加した。	改善済
指摘	1-5 (141)	使用不能備品の処分について	東京港内清掃作業委託契約書を確認したところ、備品が不必要又は使用不能となったときは、東京港管理事務所に返還するものとし、不用品への組換え及び売却処分等の権限を有しないものとする旨の報告はあったものの、返還はなされず、東京港管理事務所からの口頭指示により廃棄処分がなされている。当該処分に伴う証憑については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認したが、その他の廃棄物とともに廃プラスチック類として廃棄されており、適切に処分された否かについては、書類上確認はできなかった。 このような手続を標準的なものと考えるのであれば、委託契約書における手続自体を改めるべきであると考ええる。なお、口頭による指示は、港湾局の処分等の権限を付与するという点において不十分であり、文書により処分の指示を行うべきである。また、備品の除却に当たっては、対象備品が処分されたことが明確に確認できるような書類を徴することを実施されたい。	使用不能となった物品の取扱いに係る規定を定めた物品取扱要領を策定し、令和5年度の東京港内清掃作業委託の契約時に受託者宛て通知した。 また、令和6年4月に不必要となった物品の返還に係る規定を物品取扱要領に追加した。	改善済
指摘	1-6 (142)	物品取扱要領の通知について	東京港内清掃作業委託契約書第10条第6項に、物品の管理事務については、本契約書に定めるもののほか、別途通知する委託契約に伴う物品取扱要領の定めに従じるものとすると規定されているが、物品取扱要領については、港湾局より通知がなされていないかった。物品の管理事務については、本契約書に定めるものだけでは、不十分であり、より詳細な事務手続を定めた物品取扱要領を通知されたい。	物品管理に必要な事務手続を定めた物品取扱要領を策定し、令和5年度東京港内清掃作業委託の契約時に受託者宛て通知した。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-24 (142)	T P T の受託業務の検査について	東京港内清掃作業委託契約書第14条に、東京港管理事務所は、T P T の受託業務の執行について随時検査し、又は必要な資料の提出を求めることができることとあるが、T P T によれば、過去において、検査が行われた記憶はないとのことであった。 東京港管理事務所は、毎月、作業実績の定例報告を、四半期ごとに、執行状況報告書の提出を受けている。東京港内清掃作業委託に關しては、目的内の支出であることや支出額の適正性など、支出内容の確認を行うことが重要である。たとえ不正等を図る危険性が低いと評価されたとしても、事務処理上、誤謬が発生する危険性は常に存在している。少なくとも年に1回程度は、定例報告及び執行状況報告書が、適正に作成されていることを証憑類に当たり、試査であったとしても、定期的な検査を実施されたい。	東京港内清掃作業委託における適正な執行状況を確認するため、令和5年10月に、船舶の燃料購入記録や運行記録、ごみ処分に係る委託契約書類等証憑類の提示を併う検査を行った。 また、令和6年度と同委託契約書に年1回以上検査を行う条項を盛り込んだ。今後も継続して検査により執行状況を確認していく。 なお、同検査においては、別に策定した物品取扱要領に基づく物品の検査（台帳確認・現品照合等）も併せて行っている。	改善済
意見	1-25 (145)	実証実験に係る経費と日常的な業務経費の区分について	実証実験に係る経費の大半は、船着場予約管理業務や船着場利用時の係員業務等の委託料であった。 公共船着場の日常業務経費の把握は重要であり、研究開発的な支出の把握は事業の費用対効果が高いものと通常の施設維持業務の性質が強いものを区分して収支報告書の作成が行われるよう、T P T との協定文書を見直されたい。	令和5年度協定において、研究開発案件と施設維持業務の区分が明確な収支報告書を作成することを規定した。 本協定に基づき作成された収支報告書により、経費内訳を把握している。	改善済
意見	2-1 (156)	港湾計画の計画と実績の比較について	次期港湾計画策定時には、将来貨物量などの具体的な数値目標を定め、その終了時（第10次改訂港湾計画立案時）に、第9次改訂港湾計画の計画時の数値と実績の数値との対比を行うことを検討されたい。	令和5年12月に公示した第9次改訂港湾計画において、将来貨物量を設定した（外貿6,320万トン、内貿4,580万トンほか）。 次回の改訂時に、第9次改訂港湾計画において定めた将来貨物量について、実績との比較検討を行う。	改善済
意見	2-2 (168)	東京港港湾施設等維持管理計画におけるトータルコストの削減について	維持管理計画の策定目的として、港湾施設等のトータルコストの削減が極めて重要であることは明らかである。当該コスト削減の情報を維持管理計画に反映させる必要がある。 少なくとも維持管理計画の更新時期に合わせてトータルコスト削減効果を記載して、当該金額を検証することを検討されたい。	令和5年度に維持管理計画を更新する施設について、調査検討を進めた。また、更新に当たっては、トータルコスト削減効果を記載し、当該金額を検証した。 今後も同様の取組を継続していく。	改善済
意見	2-3 (172)	東京港港湾施設等維持管理計画における職員の研修制度と今後の委託の在り方について	維持管理関係の技術系職員の研修参加比率は全体的に低く、研修内容や研修時期等を勘案して参加を増やす工夫をするなど、維持管理に関する技術力の維持・向上を図るよう、研修制度の充実の取組を検討されたい。 維持管理計画の進捗管理から得られた知見を仕様へ反映させるとともに、維持管理計画がより良いものとなるよう、受託者の履行確認において、その内容をフィードバックすることを検討されたい。	維持管理に関する技術力の更なる維持・向上を図るため、職員一人ひとりの知見に応じて必要となる研修を上司とともに検討・計画し、計画した研修は全て受講するように取組を強化した。 また、令和5年8月に契約した「東京港港湾施設等維持管理計画更新調査委託」において、受託者への指導・履行確認等を行いながら、補修計画の検討及び補修対策の選定並びに取りまとめ等を行った。なお、受託者と契約した特記仕様書には、「性能低下の加速が今後想定される施設については、施設の健全性が維持される適切な補修時期を検討した上で、必要に応じて補修計画に反映させること」と記載した上で指導・履行確認を行った。 今後も同様の取組を継続していく。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (173)	予防保全型維持管理推進会議の体制と公表について	推進会議は、予防保全型維持管理の方針等、基本的な位置付けである基本計画に対して、維持管理における実務上の課題や改善の方向性が示されており、実務上の活用ができて情報として有用性があると考えられることから、港湾局は推進会議の結果について、内容を精査した上で、必要に応じて適時の公表を検討されたい。 維持管理計画の期間が長期にわたり、その間の新技術の登場や環境変化を勘案すると、常に最新の維持管理に係る新技術等の情報収集が必要となることから、港湾局は推進会議の構成員として、必要に応じて外部の有識者を入れる、あるいは外部の有識者の意見を聞くことができるなどの検討をされたい。	令和5年度に開催した予防保全型維持管理推進会議(12月、3月)の内容について公表した。 また、要綱について、必要に応じて外部有識者の意見を聴くことができるよう改正を行った。	改善済
意見	2-5 (179)	日の出ふ頭の再開発における貨物機能の今後の対応について	日の出ふ頭の再開発に際しては、貨物機能をどのように整備するかについては、日の出ふ頭と芝浦ふ頭の双方で、現在利用者の課題解決を図る必要がある。今後、現在の利用者が受入れ可能な整備方法について、4号上屋の整備と併せて一体的に検討することが必要であり、その上で、民間の知見やノウハウを活用することを検討されたい。	日の出ふ頭の再開発における貨物機能の在り方については、芝浦ふ頭と併せて一体的に検討を行う。 具体的には、令和5年度に「日の出ふ頭上屋等移転計画調査委託」を行い、日の出ふ頭及び芝浦ふ頭における荷役事業者へのヒアリングや、移転計画案の検討を行った。 移転候補地の整備や利用者の移転などに関して多くの課題があるが、調査結果を基に、上屋及び車両整理場利用者との調整を進めていく。	改善済
意見	2-6 (182)	日の出ふ頭の棧橋の利用方法の改善と目標値の設定について	棧橋を有効活用する指標としての利用回数は重要な指標であり、過去の実績や将来見込みを勘案して目標値を設定する必要がある。 今後より一層、Hi-NODE棧橋の稼働率を上げていくためには、日の出ふ頭の船着場の再整備と併せた人流呼び込む具体的な対応策等が必要と考えられる。そのため、必要に応じて追加の設備投資や、集客イベントの実施など、民間事業者と積極的な連携をした上で、Hi-NODE棧橋の利用に係る目標値を設定して進捗管理を行うことを検討されたい。	令和5年度は、令和4年度の年間実績941回(78.4回/月)を基準に、目標を960回(概ね80回/月)に設定して利用を促進し、1,362回(113.5回/月)と目標を超える利用回数となった。 令和6年度は、令和5年度の実績を踏まえ、目標を1,380回(115回/月)に設定している。	改善済
意見	2-7 (183)	日の出ふ頭の船着場を含めたにぎわいのある水辺空間の形成について	今後、実施が見込まれる周辺地域の再開発事業との相乗効果を発揮できるよう、日の出ふ頭の船着場を含めたにぎわいのある水辺空間の形成について、スピード感を持って再開発を進めるため、例えば、民間提案制度やサウディングローズ調査なども活用しながら多様な民間事業者と積極的に協議する場を持つとともに、工程表を作成し、計画的かつ迅速に対応することを検討されたい。	令和5年3月に再開発事業の知見を持つ民間事業者4者に対してヒアリングを実施し、公算に向けた工程表の作成等に着手した。 ヒアリングの中では採算性の確保に課題が挙げられるなど、直近の建築費の高騰による影響も考慮すると公算への一定の影響はあるものの、速やかな再開発を進めるため、引き続き、公算・選定に向けた準備を行っていく。	改善中
意見	2-8 (188)	晴海客船ターミナルビルのコストの比較について	暫定施設であっても、新たな施設の整備を行う以上は、そのトータルコストについては適切に算定することが求められる。 今後、暫定施設の整備の是非判断を行う際には、必ずトータルコストの比較を行い、その費用対効果を分析した上で、意思決定の根拠を明らかにし、説明責任を果たすことを検討されたい。	現時点では、今後の暫定的な客船受入施設の新たな整備予定はないが、今後、新設する際には、施設整備の方法について複数案を設定し、トータルコストの比較等を行った上で、整備方法を決定する。	改善中
意見	2-9 (194)	計画値と実績値との比較について	前の計画値と実績値との比較は、前の計画が適切であったことの検証及び更新計画が信頼できるものであることの前提となる重要事項である。 そこで、廃棄物等の埋立処分計画の、おおむね5年ごとの見直しに際しては、更新計画の中で、若しくは別途報告書として、前の5か年における計画値と実績値との比較を記載することを検討されたい。	「廃棄物等の埋立処分計画」の改定前の計画値と実績値の比較表を、港湾局ホームページ上に掲載した。比較表は、今後おおむね5年ごとに更新することを記載した。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-1 (216)	臨海副都心の未処分地（青海E区画）の事業者の選定について	青海E区画は東京国際クルーズターミナルから見て東側に位置し、クルーズ客にとっては臨海副都心の玄関とも言える。臨海副都心の未処分地（青海E区画）の事業者を、社会経済状況を注視しつつ早期に選定し、「研究開発・産業創生のまち」の形成を実現されたい。	令和5年度は、土地需要の情報収集や誘致活動を行い、一定の需要が見込まれるため、土地処分に向けて公募の準備を進めてきた。 具体的には、令和5年11月に東京都臨海地域用地管理委員会に土地売払いの件について付議を行い、令和6年2月の東京都財産価格審議会に価格について付議を行った。 公募を実施するに当たっては、まちの開発方針や区画の土地利用計画等の条件と、事業者側の需要とをすり合わせていく調整が必要となってくる。 今後も、社会経済状況を見極めながら、公募実施に向け、手続を進めていく。	改善済
意見	3-2 (218)	クルーズターミナルの来訪者の周遊について	外国籍のクルーズ船寄航が再開された折には、既に取り組んでいる乗船客が次々にバスに乗車して都内の観光地等へ出発できるよう、積極的に取り組みたい。	令和4年度末に、関係車両向け予約システムを導入し、運用を開始した。当該システムは、来場予定の車両の事前予約を受け付け、当日の敷地内における円滑な駐停車を促すものである。これにより、乗船客を乗せたバス等のスムーズな入出庫が可能となった。 今後も、当該システムを運用しながら、必要に応じた改善策を検討していく。	改善済
意見	3-3 (222)	不動産鑑定士の受注機会の拡大について	東京都財産価格審議会（以下「財価審」という。）付議案件の鑑定評価を受注できた事業者は、過去3年間（令和元年度の基準）に港湾局の財価審案件を受注した実績がある。局は、令和2年度に選定条件を緩和し、過去1年間に財務局発注の財価審案件について評価実績を有するものという条件を加えたが、豊富な評価実績があり、評価の品質の確保可能な不動産鑑定士の受注機会が狭まっている。本案件の緩和について、引き続き検討されたい。	東京都財産価格審議会付議案件の鑑定評価を受注できる不動産鑑定事業者の選定条件について、「過去5年間に東京都（全局）発注の財価審案件について評価実績を有する者」とし、更に条件を緩和した。 この新たな選定条件により、令和4年12月下旬から、港湾局の不動産鑑定評価案件に関する募集要項を公益社団法人東京都不動産鑑定士協会より都内鑑定業者及び鑑定士に配布・通知し、事業者の募集を行い、令和5年3月、第一分類的事業者を選定した結果、同事業者数は増加した。 鑑定事業者の募集・選定は、2年ごとに更新を行っており、第一分類的事業者数は、年間の財価審付議件数を踏まえても十分な事業者数であったことから、今後も緩和した新たな選定条件により、事業者の募集・選定を実施していく。	改善済
指摘	3-1 (227)	契約書及び仕様書に記載がない書類について	「委託着手届」、「工程表」及び「代理人及び主任技術者通知書」、別添「経歴書」の提出は、仕様書が定める「受託者の責務」には記載されておらず、調査委託標準仕様書に定むとの一文も記載されていない。 標準仕様書を理由とした関係書類の提出要求は根拠がない要求であり、今後、根拠を明確にした上で、受託者の債務の履行を要求されたい。	令和5年度の起工時に、仕様書の改善を実施し、「委託着手届」、「工程表」、「代理人及び主任技術者通知書」及び「経歴書」の提出を、仕様書に明記した。 今後は、根拠規定を十分に確認し、契約に合致した標準仕様書を適用していく。合致する標準仕様書がない場合は、契約内容を十分精査するとともに、事前に契約部門に照会し、業務実態に応じた仕様書を作成していく。 また、改めた仕様書を引き継いでいくことで再発防止に努めていく。	改善済
指摘	3-2 (227)	調査委託標準仕様書について	道路等巡回及び埋立地警備業務委託は、標準仕様書が定めた4つの調査委託に含まれているとは判断できず、書類提出の根拠とはならない。標準仕様書に基づき、書類提出を要求していた。 今後、標準仕様書に基づいて受託者の債務を定める場合、適切な標準仕様書に基づくようにされたい。	令和5年度の起工時に、仕様書の改善を実施し、提出書類及び受託者の債務について、仕様書に明記した。 今後、受注者提出処理基準・同実施細目を適用する際には、適用範囲を十分確認するとともに、審査段階において契約部門に照会を行い、適切に確認を行っていく。 また、今回の事例について組織内で共有し、改めた仕様書を引き継いでいくことで再発防止に努めていく。	改善済
指摘	3-3 (227)	受注者等提出書類処理基準・同実施細目の適用範囲について	道路等巡回及び埋立地警備業務委託は、受注者等提出書類処理基準・同実施細目の適用範囲ではなく、今後、受託者に書類の提出を求める際は、適切な基準に基づくようにされたい。	令和5年度の起工時に、仕様書の改善を実施し、提出書類及び受託者の債務について、仕様書に明記した。 今後、受注者提出処理基準・同実施細目を適用する際には、適用範囲を十分確認するとともに、審査段階において契約部門に照会を行い、適切に確認を行っていく。 また、今回の事例について組織内で共有し、改めた仕様書を引き継いでいくことで再発防止に努めていく。	改善済
意見	3-4 (229)	最終報告書への提出日付の記載について	臨海副都心における滞在人口等のデータ分析委託について、第三者によって履行確認するためにも、最終報告書への提出日付の記載は必要不可欠であり、今後、記入を徹底されたい。	本委託については単年度の契約であるが、同様の事案については、提出書類の確認時に、第三者が履行確認できるよう、必ず担当者と副担当者のダブルチェックを行うこととした。 併せて、令和5年度末に、事務担当者引継書に「報告書への日付等の記載について確認する」旨を明記した。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-5 (234)	補助事業の効果測定のための成果指標の設定とPDCAの運用について	臨海副都心の開発に関して、補助事業を実施しているが、事業ごとの重要業績評価指標 (KPI) や具体的な数値目標の設定がない。都は事業ごとに事業実施状況報告書の提出を求めることで、進捗状況や成果を確認しており、引き続き、報告書に基づいて確認されたい。 補助事業に関しては、その事業の有効性を評価すること、補助金交付によって生じる効果をいかに測定するかが重要であり、そのためには、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる成果指標を設定されたい。 また、アウटकームは、何らかの直接的な事象や結果を把握・評価できるものを設定し、補助事業の効果を客観的に評価、測定、分析されたい。 補助事業は単年度の事業であり、毎年度予算編成の過程で補助制度の見直し、予算要求が行われるものであるが、過年度の効果に基づくPDCAサイクルをより具体的に運用されることを検討されたい。	事業実施報告書の提出に当たっては、実施件数や利用者数など出来る限り具体的な数値を含めた実績を記載してもらうとともに、現状の評価、今後の展開予定をヒアリング等により把握している。 今後は、来街者数を客観的評価の指標とした上で、報告書提出時に確認できた効果等を踏まえ、PDCAサイクルに取り組むことにより令和7年度の制度見直しに向けて検討を進めていく。	改善済
意見	3-6 (237)	執行率が低迷している補助事業のより一層の促進について	「東京都臨海副都心感染症拡大防止事業」等については、令和3年度の実績額が伸び悩み、執行率も低迷した。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、執行率を伸ばすには難しい環境下であったと感われるが、補助制度は事業者によって活用されなければ財源を確保した意義が損なわれることになるため、想定される事業者への周知をより一層積極的に行って、制度の利用促進を着実に実行されたい。	「東京都臨海副都心感染症拡大防止事業」等については、令和5年度以降、4月の募集開始時に東京臨海副都心まちづくり協議会の会員約40者に対して周知しているほか、臨海副都心における事業者の動きを丁寧フォローし、利用が想定される事業者には個別に説明するなど、利用促進を図っている。	改善済
指摘	3-4 (238)	補助金交付申請書の記載誤りにについて	「ベイエリアDIC推進事業補助金」の令和3年度の補助金交付申請書の日付が「2021年1月14日」と記載され申請されていたが、正しくは「2022年1月14日」と記載されるのが適当であった。 都は、申請書類に対しては、チェックリストを使用して確認作業を行っているが、申請日付に関するチェック項目がないため、今回の誤りが発生した。実態にあった厳格なチェック体制の整備、運用を検討し、有効な内部統制を構築されたい。	本補助金については令和3年度に終了しているが、令和5年度末の事務担当者引継書において「今後同様の業務が発生した場合、申請書類の確認については、書類の記載に誤りがないよう、必ず担当者と副担当者のダブルチェックを行う」旨を明記し、確実に引き継いだ。	改善済
意見	3-7 (239)	実績報告の審査段階における文書記録の必要性について	令和3年度の「ベイエリアDIC推進事業補助金」に関する収支計画書上の総事業費は49,897千円であり、計画値と実績値に大きな差額が発生していたが、差額が発生した原因や経緯等の説明や理由付記が実績報告書上に見受けられなかった。 実績報告の段階で、計画値と実績値に大きな差額が発生した場合には、差額が発生した原因や経緯等の説明や理由を正確に保存し、また、他の職員とも情報共有を容易にするためにも、実績報告書等に記録して残されたい。	本補助金については令和3年度に終了しているが、令和5年度末の事務担当者引継書において「今後同様の業務が発生した場合、申請書類の確認については、書類の記載に誤りがないよう、必ず担当者と副担当者のダブルチェックを行う」旨を明記し、確実に引き継いだ。	改善済
指摘	3-5 (240)	実績報告書の期限後提出について	令和3年度の「東京都臨海副都心地域にぎわい創出事業」において、実績報告書の提出が期限後の日付であった事実が認められた。 交付要項によると、実績報告書は事業が終了した日から30日以内又は令和4年3月31日(木)のいずれか早い日までに提出する必要がある旨が規定されている。交付要項の定めに従い、提出期限を改めて確認し、期限とおりの適切な運用ができるよう徹底されたい。	実績報告手続の適切な処理を行うため、募集要項に沿った記載事項等の確認を行うためのチェックリストを作成した。 令和5年1月から、チェックリストを用いて進捗状況や記載事項の確認を複数人で行い、記録を残して担当者が異動となった際にチェックリストを確実に引き継ぐとともに、事業者への説明時にチェックリストを活用するほか、進捗を複数人で確認することにより手続の適切な運用に努めている。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-8 (247)	幅広い地元住民の意見も事業に反映させるための取組について	都は、地元区や自治会などから意見を聴取し、その過程で速やかな完成を要望されている。要望に応えるため、当初の工期から1年以上も前倒しで事業を進めている。 事業推進に当たっては、より多くの意見が事業に反映されるよう、幅広い地元住民の意見も事業に反映されたい。	令和5年より有識者による現場確認・意見聴取、地元区（江東区及び中央区）・自治体等へ事業説明を実施している。 また、工事現場看板の工夫や港湾局ホームページ掲載情報の更新を実施することにより、地元住民等に対する情報提供や意見聴取に取り組んでいる。	改善済
意見	3-9 (254)	晴海ふ頭公園と新たな客船ターミナルの運用における連携について	民間活力を活用し先駆的な事業を実施する晴海ふ頭公園と、新たな客船ターミナルとの相互連携を強化して、それぞれの施設において相乗効果が見込まれる取組を検討されたい。	公園の指定管理者が策定する事業計画に、ターミナル側との連携策の提案を求めている。 また、客船ターミナルが開業する令和7年度に公園で開催するイベントにおいて、客船ターミナルの事業PRを行う。	改善済
意見	3-10 (258)	有明北緑道公園へのアクセスマ法について	豊洲方面から有明方面への来訪者に、公園への進入路が分かるように、公園案内板を設置することにより、明示的に公園までのアクセスを示されたい。	令和6年度末までに、有明親水海浜公園に有明北緑道公園までのルートを記載した案内板を設置予定である。また、入口案内板設置について、地域の関係者と調整を行ったが了承が得られなかったため、令和6年度末までに公園入口前の道路にサインを設置する。	改善済
意見	3-11 (258)	富士見橋付近における出入口設置について	有明北緑道公園は、公園の先が袋小路となっており、通り抜けることができない。有明方面から豊洲方面への動線を確保するため、富士見橋のたもと付近に出入口を設置するなど、検討されたい。 また、利用者満足度調査の結果に「ペビーカー用のスロープを取り付けて欲しい」という要望もあるもので、併せて検討されたい。	有明北緑道公園に隣接する有明親水海浜公園を工事完了後に開園することにより、令和6年度末に袋小路が解消されるが、富士見橋付近への出入口の設置についても、道路管理者と調整を進めていく。	改善済
指摘	3-6 (276)	海上公園におけるより徹底した植物管理について	コンテナふ頭公園全体が雑草に覆われており、公園自体を利用することができない状態が認められた。 また、以下の対象公園で、雑草等が繁茂しエントランスやベンチの利用等が困難である状態が散見された。 衛生面、防犯上のため、また、不慮の事故を未然に防ぐためにも、このような状態が常態化しないよう、適切な植物管理を一層徹底することにより、都民が安心して利用することができている状態に改善されたい。 (対象公園名) 東海緑道公園、東海ふ頭公園、京浜島緑道公園、京浜島ふ頭公園、城南島ふ頭公園、城南島緑道公園	指摘があった各公園について、指定管理者に対し、現地の草刈りを実施し、公園利用者が安全に施設を利用できるよう指示を行い、令和4年8月から10月に改善を図った。 また、令和5年4月以降、再発防止策として、以下の取組を行った。 ・毎月、都と指定管理者で行う定例会で、都は指定管理者に対し、作業実施計画どおりの時期に草刈りを実施するよう指導した。 ・指定管理者に対し、「エントランスやベンチ等の雑草繁茂状況」を確認する項目を追加するよう指導した。 ・都の巡回点検表に、「エントランスやベンチ等の雑草繁茂状況」を確認する項目を追加した。また、都が巡回時に、不具合を発見した場合、指定管理者に対応を行うよう指示し、指定管理者の不具合に対する履行状況の結果を令和5年7月及び令和6年7月の指定管理者評価委員会で報告し、指定管理者の意識向上を図っている。 ・都は指定管理者が作成した年間作業実施計画どおりに草刈りが履行されているか、四半期に1回履行状況の確認を行っている。	改善済
意見	3-12 (278)	海上公園における園地管理について	複数の海上公園において、飲食後のごみやペットケージ、自動車のバッテリー、白い板状の物品等が放置されている状態が認められた。 投棄された物が別の投棄物を呼び込むことがないよう、適時に除去される必要があることに加え、不法投棄が繰り返されないため、看板や掲示等により積極的に不法投棄が犯罪であることを警告し、不法投棄の発生を抑制できる具体的な対策を検討されたい。 (対象公園名) コンテナふ頭公園、大井ふ頭緑道公園、東海ふ頭公園	指摘のあった各公園について、指定管理者に対し、不法投棄の発生を抑制するため、注意看板を設置するよう指示を行い、令和5年3月に改善を図った。 令和5年4月以降、再発防止策として、指定管理者に対し、日常点検において不法投棄を発見した場合は、速やかに撤去し「対応状況処理簿」に記載するよう指導するとともに、四半期に1回、指定管理者が作成した年間作業実施計画どおりに作業が履行されているか、「対応状況処理簿」により不法投棄等を適切に対応しているかを確認している。 また、不法投棄を予防するため、適切な植物管理の一層の徹底に取り組んでいる。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	3-7 (281)	損壊している木製テーパーブル等の適切な補修修繕について	大井ふ頭中央海浜公園の木製テーパーブル、京浜島緑道公園のベンチ及びみなとが丘ふ頭公園の公園案内板が損壊している状態が認められた。 少なくとも、怪我をするおそれがある程度に損壊している木製テーパーブルやベンチ等は、可及的速やかに補修・修繕を実施する必要がある。また、来園者が公園情報を把握できない程度に損壊している公園案内板については、伝達すべき公園情報の内容が適切かつ正確に伝達できるよう、案内板としての機能が果たされるよう、適時に補修修繕を実施されたい。	指摘があった各公園にある木製テーパーブル、ベンチ及び公園案内板を利用中止し、早期に補修するよう指定管理者に対し指示を行い、令和5年3月から5月に改善を図った。 また、令和5年4月以降、再発防止策として以下の取組を行った。 ・指定管理者に対し、日常点検表に、「テーパーブル・ベンチ等各施設の損壊の有無」の項目を追加することや、公園事務所のスタッフに包括外部監査の指摘内容を周知し、注意喚起を図るよう指導した。 ・指定管理者に対し、日常点検で不具合を発見した場合は「対応状況処理簿」に記載し、対応状況を把握するよう指導した。指定管理者の維持管理経費で対応が困難なくらい損壊しているものは、都との協議により、指定管理者の緊急対応経費を活用して修繕・補修を行うよう指導した。 ・都の巡回点検表に、「テーパーブル・ベンチ等各施設の損壊の有無」の項目を追加した。また都が巡回時に不具合を発見した場合は、指定管理者に対応を行うよう指示した。指定管理者の不具合に対する履行状況の結果を令和5年7月及び令和6年7月の指定管理者評価委員会で報告し、指定管理者の意識向上を図った。 ・指定管理者が作成した年間作業実施計画どおりに作業が履行されているか、四半期に1回履行状況の確認を行っている。	改善済
指摘	3-8 (283)	コンテナふ頭公園における占用許可物件の管理について	コンテナふ頭公園の占用物件の小屋の中に、ガソリン缶やカセットボンベ等の危険物を含む多くの物品が保管されている状態が見受けられた。 一時的にせよ、ガソリン缶等の危険物を直射日光が当たる場所に置くなど、安全な状態で保管していないことが問題である。都は、占用户に対し、危険物の保管等安全管理についての指導を徹底されたい。	占用户に対し、占用物件の小屋にある危険物の保管状況について早急に是正させるとともに、安全管理の徹底を依頼する令和5年2月に文書を送付し、指導を行った。 また、令和5年4月以降、再発防止策として、指定管理者に対し、日常点検表の点検内容に「占有物件の安全管理の状況」を確認する項目を追加し、指定管理者が日常点検で占有物件による危険の有無を確認するよう指導した。	改善済
意見	3-13 (283)	指定管理者による巡回点検の実効性の確保について	指定管理者による日常的な巡回点検の仕組みがあるにもかかわらず、占有物件の安全管理、植物管理や園地管理の状況、補修修繕の必要性等の個別の問題や課題が複数認められたことは、指定管理者による巡回点検において問題点や課題の発見が適切に行われているのか、その機能が十分ではないように思われる。 指定管理者による巡回点検がより実効性のあるものになるよう、定期的な巡回点検の内容を、より一層充実されたい。	指定管理者の巡回点検業務が実効性のあるものになるよう指定管理者に対し、巡回点検を適切に行うよう指導し、令和5年4月日常点検表を見直すとともに、マニュアル等に基づき、巡回点検を適切に行うよう指導し、令和5年4月に改善を図った。 また、令和5年4月以降、巡回点検で発見した問題や施設の不具合等の対応が確実に実施されるよう、新たに「対応状況処理簿」を作成させ、進捗管理を行うよう指導した。 加えて、都は年間作業実施計画どおりに巡回点検が履行されているか、四半期に1回、指定管理者の履行状況の確認を行っている。	改善済
意見	3-14 (285)	東海緑道公園における使用していない案内板について	東海緑道公園において、使用していないと見受けられる情報案内板が置かれている状況が認められた。表示部分が外れているため、無意味な状態で放置されているように見受けられる。 園内が多くの雑草で覆われ、足元等の視界が悪い状況にある中で表示部分が外れた金属製の案内板が置かれていることは、公園利用者の通行の妨げになるだけでなく、衝突や転倒等をして怪我をおそれがある。 利用者に伝達すべき事項があるのであれば、その伝達事項が適切かつ正確に伝達されるよう、早急に案内板を整備されたい。	指定管理者に対し、当該案内板を補修するよう指示し、令和5年1月に使用可能な状態に改善した。 また、再発防止策として、令和5年11月及び12月に海上公園内の案内板の点検を行った。 今後も、指定管理者に対し、日常点検で案内板の状況を把握するよう指導していく。	改善済
意見	3-15 (285)	海上公園内での地域猫に対する対応について	海上公園内での地域猫がいて、今後もトラブルが生じ得る懸念はあり、猫の飲み水用のバケツについても、園内環境を悪化させない程度のもので維持されるかなど、園内の環境が維持されるよう、地域猫の状況について注視されたい。	指定管理者に対し、日常点検表を見直し、園内環境が悪化しないよう注視するとともに、捨て猫禁止の看板を設置するよう指示し、令和5年3月に改善を図った。 また、令和5年4月以降、再発防止策として、指定管理者に対し、日常点検表に「地域猫等の状況」を確認する項目を追加するよう見直しを行わせるとともに、公園事務所のスタッフに包括外部監査の指摘及び改善計画の内容を周知し、注意喚起を図るよう指導した。 さらに、都の巡回点検表に「地域猫等の状況」を確認する項目を追加し、状況を確認している。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-16 (287)	海上公園における喫煙・禁煙について	公園における灰皿等の設置に関しては、これまでも公園内の灰皿を集約し、また、できる限り利用者の少ない場所へ移設するなどの対応を行ってきたが、公園周辺の開発状況の変化や利用形態の変化などにより、現在の利用実態に合わない場所が生じてきていると思われる。 改めて、利用者の公園内の動線の調査やニーズの把握など、各公園の総点検を実施することによって、公園ごとに灰皿等の設置有無や、設置する場合は設置場所を検討し、受動喫煙防止のための取組を継続されたい。	令和5年4月から10月に、全ての公園において喫煙実態の把握をするための各公園共通の「チェックリスト」を作成し、総点検を実施した。 その後、点検結果を踏まえ、受動喫煙防止の観点から、全ての公園について禁煙・分煙の整理をした。また、令和6年3月31日までに、禁煙とする公園のうち灰皿があった青海南ふ頭公園・青海北ふ頭公園・水の広場公園については灰皿を撤去し、分煙とする公園のうち若洲海浜公園においては遊具の近くにあるものの利用されていなかった灰皿を撤去し喫煙場所の適正化を図った。 令和6年度より、上記整理に基づき管理運営を行っている。 分煙とする公園のうち、受動喫煙防止の観点から喫煙場所を新たに設置する公園及び喫煙場所の仕様を変更する公園については、令和6年度から順次工事を行っていく。 最終的には全ての海上公園を「禁煙」「分煙(所定の喫煙所のみ喫煙可)」のいずれかに明確化し、公園ごとに利用者への周知も含め適切に管理運営を行っていく。	改善中
	3-17 (290)	海上公園ガイドの掲載内容とより有効な情報発信について	海上公園ガイドには、海上公園を利用するに際しての留意事項等の記載が不十分であると考えられる。 他の海上公園とは異なる性格を有する公園や都民が利用する際に事実上、制約がある場合など、公園を利用しようとする都民にとつて重要な情報に関しては、海上公園ガイドにおいて明示することにより、より正確かつ適切な情報発信をされたい。	令和5年度に発行した海上公園ガイドにおいて、コンテナふ頭公園の交通アクセスが限られていることと並びに有明北緑道公園の通り抜けが現在ではできないこと及び同公園の出入口について、それぞれ明示した。 令和6年度に発行した海上公園ガイドにおいても、内容の更なる充実を図るため、公園に設置している「シェアサイクルステーション」の表示や一部の公園で駐輪場の位置を明確化するなどの見直しを行った。 今後も、公園利用者への正確かつ適切な情報発信を行うために、交通アクセスの記載も含め改善を継続していく。	改善済
意見	3-18 (295)	利用者満足度調査の経年比較分析について	海上公園利用者のニーズを的確に把握し、公園の管理運営に係る問題点の改善と一層の利用促進を図るため、指定管理者において利用者の満足度を調査している。都では、調査結果に関して、単年度ベースでの分析を実施しているが、単年度の調査結果のみでなく、経年比較分析をすることで、個々の公園の課題や公園利用者の要望等をより精緻に汲み取ることができ、今後の施設整備や運営管理に生かすことができる。 回答者の属性別、設問項目別等に経年比較等の分析を実施することとで、今後の施設整備や運営管理に生かされたい。	指定管理期間中における経年比較分析を行うためのシートを作成し、令和6年度から、各指定管理者において利用者満足度調査の項目ごとに、経年比較分析(令和4年度と令和5年度の比較)を行った。 指定管理者の分析結果については、都で確認を行い都の見解を記載したものを都と指定管理者とで共有し、今後の管理運営や施設整備に生かすとともに、次年度以降の経年比較分析にも生かすことができる仕組みとなっている。 利用者満足度調査を経年で比較して分析することで、日頃の管理の取組が利用者のニーズや満足度につながっているかどうかを、指定管理者と都の双方で確認することができている。 今年度確認し、良くない点は原因を検証し、引き続きフォローしていく。 経年比較分析をすることにより得た良い取組や改善点を管理に活かし、利用者目線に立ったきめ細やかな管理に繋げていく。	改善済
指摘	3-9 (296)	維持管理に関する業務完了通知書の記載誤りについて	委託業務の完了に際して、当該業務を完了したものと認めたため、受託先に対して通知をする際、誤った記載をしていた。 都は、作成した文書に関するダブルチェック体制で確認作業を実施しているが、作成した文書に関して電子データ上でチェックすることが多くなっていると考えられ、その実態にあった、厳格なチェック体制の整備、運用を検討し、有効な内部統制を構築されたい。	文書の記載誤りを防ぐため、文書作成時にライン課長代理の確認を受ける、電子稟議にて文書取扱主任が日付等に誤りがないかなどを確認し、決定後に改めてライン課長代理の確認を受け施行するといった厳格なチェック体制を整備し、運用を行っている。 今後も、上記取組を継続し、適正な運用を行っていく。	改善済
	3-19 (299)	晴海緑道公園の入口へのアクセスについて	晴海緑道公園は、隣接する選手村跡地が開発中のため、現在入り口は、3か所のみとなっている。そのうち、環状二号線、晴海通りからは、公園に向かって左側の側道からしかアクセスできない状況にある。 最寄り駅である勝どき駅から公園に向かう場合には、環状二号線、晴海通りのいずれかしかないのので、側道に入る場所などに暫定の案内板を設置するなど、対策を検討されたい。	案内板設置について、まちづくり事業者との調整に時間を要しているため、先行して令和6年度中に近傍に案内板を設置する。	改善済

令和４年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-20 (299)	晴海ふ頭公園へのアクセス方法について	晴海地区では、周辺駐車場の駐車可能台数が少ない状況にある。晴海客船ターミナル駐車場と隣接する晴海ふ頭公園の駐車場について、状況に応じて両施設の利用者が柔軟に駐車可能となるような運用を検討されたい。 例えば、クルーズ船利用客がいらない閑散日などは、自家用車による来園者にも晴海客船ターミナルの駐車場を案内するなど、駐車台数の確保に関して検討されたい。	クルーズ船が停泊しない日は、公園利用者也客船ターミナルの駐車場を利用できることを案内するなど、公園利用者の駐車機会が増える取組を実施する。 今後、公園と客船ターミナルの両施設管理者も加えて、効率的・効果的な管理運用に向けた取組を協議していく。	改善中
	3-21 (303)	海上公園の設置意義に沿った管理運営について	所管するすべての海上公園について、公園としての機能を維持するための最低限の管理レベルは保たなければならない、いかなる事由であれ、公園利用者が怪我をするおそれのある状態や、公園の利用ができないうような状態がないように管理する必要があると考える。 海上公園の設置意義に立ち返り、その意義を損なうことのないよう、また、海上公園としての機能が十分に発揮される管理運営をされたい。	全ての指定管理者に対し、海上公園の基本理念及び管理運営方針等の各種遵守事項について、改めて令和5年2月に周知徹底を行った。 また、指定管理者の巡回点検業務が実効性のあるものになるよう、指定管理者が巡回点検マニュアルや日常点検表を見直すとともに、マニュアル等に基づき、巡回点検を適切に行うよう指導し、令和5年4月に改善を図った。令和5年4月以降、指定管理者に対し、巡回点検で発見した問題や施設の不具合等の対応が確実に実施されるよう、新たに「対応状況処理簿」を作成させ、進捗管理を行うよう指導した。年間作業実施計画とおりに巡回点検が履行されているか、四半期に1回、指定管理者の履行状況の確認を行っている。 さらに、令和5年度及び令和6年度の評価委員会では、こうした取組を報告の上、評価委員と議論を行うなど、取組の熟度を深めている。 今後も、こうした取組を継続し、海上公園の更なる適正な運営につなげていく。	改善済
意見	3-22 (304)	海上公園における民間事業者のノウハウ等の導入について	晴海ふ頭公園以外の海上公園に関しても、民間のノウハウや知見、活力度等を導入できないか検討し、経済性を意識した公園の運営、維持管理等を行われたい。	令和5年度に有明親水海浜公園について、「マリンスポーツの拠点であり、飲食もできる施設を設置運営する民間事業者」を公募、決定し、実施のための基本協定を締結した。 令和6年度から設計を進めており、令和8年度開業を目指し、事業者と調整を図りながら、工事を進めていく。	改善済
意見	3-23 (307)	令和３年度における海の森公園予定地管理委託契約の分割方法について	下期の契約については、見積り合わせの日は令和3年9月30日であり、契約開始日である令和3年10月1日の前日であった。契約期間を分割して発注を行う上での事務の遅延発生により、経済合理性・公正性等に不安がある場合は、契約期間を分割しての発注以外の分割発注の方法を検討されたい。 例えば、契約期間は1年とし、管理委託の対象地域を分割する契約、あるいは、工種により契約を分割することが考えられる。今後、年間を通じた委託業務に係る事務量の平準化や各委託の具体的内容等も踏まえながら、可能なものから契約期間を1年とすることを検討されたい。	分割発注について、区域や工種で分割する方法を検討したが、以下の理由により事務手続の増加・煩雑化が懸念されるため、採用しなかった。 ・区域による分割では、同時に複数の区域にまたがって作業が必要となった場合、受託者への指示等事務手続が複数発生すること ・工種による分割では、同じ区域で複数の作業が必要となった場合、受託者への指示等事務手続が複数発生すること このため、契約期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年とした1件を発注し、令和6年4月1日に「令和6年度海の森公園管理委託（単価契約）」を契約した。	改善済
	4-1 (314)	グループの企業戦略に係る相乗効果及び相補効果について	RHDでは、グループ各社が有する経営資源を活用してグループ全体で効果的な事業展開とエリアマネジメントを推進し、地域の安全性・利便性・快適性の向上に貢献するための取組を行っている。さらに、グループの企業価値や臨海地域の価値を向上させるために、各子会社の企業戦略に基づき価値創造を基礎に、より一層、相乗効果及び相補効果を発現していくような、グループ全体の価値創造のための企業戦略を策定していく必要がある、このような観点を十分に意識した事業運営を検討されたい。	地域への関心や好感度を向上させるために展開している広報活動について、情報発信力を高めるために、グループ内連携や相互理解を促進し、グループ全体で広報手段の検討を進めている。グループとして展示会及び東京ビッグサイトで行われたイベントにブースを設置し、グループ各社の事業や共同講演などの地域の特色のPRを行い、グループ内における連携強化を図りながら効果的な情報発信を行った。イベントについては、進出事業者や住民からの要望を確認・調整した上で、開催している。令和5年11月に来園者が減少する冬季夜間の賑わい創出を目的に、お台場海浜公園にてデジタル技術を活用した夜間イベントを開催するなど、魅力的な場の提供を行っている。 グループ経営計画については、令和7年3月のグループ経営計画改訂に向け、令和5年度における特殊会社体制やグループ連携による相乗効果等の検討を踏まえ、令和6年度は、グループ会社の事業計画等との調整を図りつつ、改定内容の精査を進めている。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-2 (316)	人事戦略の実効性の確保について	グループ全体の企業価値の最大化を図るためには、経営資源としての人的資本の開発が重要であり、また、グループ間の相乗効果及び相乗効果を発現するためにも、人的資本は重要な基盤である。しかし、グループ各社の人事交流は、令和元年度にRHDとゆりかもめとの間で1名の相互交流がなされたのみである。 「グループ経営計画 2020～2024 年度」に記載されたグループ間の人事交流の活性化を実現するため、以下の施策を検討された。 ①各社におけるジョブローテーション制度の延長上に、グループ各社間の人事交流制度を位置付けるなどの工夫 ②管理職候補者について、昇格までの間に、原則として、グループ他社での業務経験を積むこととする運用の導入 ③「プロジェクト研修」制度の継続実施による、若手人材等のグループ他社業務の理解増進と中核人材としてのモチベーションの向上	人事交流の活性化については、令和5年9月の社長会における意見交換内容等を踏まえ、令和6年1月改正の臨海ホールディングスグループ人材育成方針において、ジョブローテーションにグループ各社間の人事交流を位置付けるとともに、管理職候補者については、原則として昇格までの間にグループ他社での業務を経験させることを明記した上で、グループ各社に展開した。また、令和5年度は臨海ホールディングスと東京ビジグサイト間で1名、令和6年度は東京港埠頭とゆりかもめ間で1名の相互交流を成立させた。 プロジェクト研修の継続実施については、令和6年度実施分よりヒアリングやアンケートなどを踏まえ時機を捉えたテーマを選定した。また、有識者による講演や事例視察の機会を提供することで研修生の課題発見・解決力を育むとともに、共同作業や議論を通じて研修生同士の連携意識を醸成するなど、グループ各社の将来を担う人材を育成する研修として適宜アップデートを重ねている。	改善済
	4-3 (320)	広報の効果に係る総合的な定量評価の拡充について	RHDグループにおける広報活動は、コーポレート広報や提供するサービスの広報以上に、臨海地域の価値を向上させようとする広報をすることを目的としている。そのため、「東京お台場.net」を中心とした広報活動が実施されている。「東京お台場.net」の定量評価をするため、アクセス解析に基づく多角的な分析やSNS データを活用した来訪者動態調査等に基づき、都及びグループ企業並びに臨海地域進出企業との情報共有などが実施されている。 一般に、マーケティング戦略のうちのプロモーション戦略では、広報効果の定量的測定は、広報の有効性を高めるためのPDCA サイクルにおいて重要なプロセスであると考えられている。 そのため、「東京お台場.net」に対する定量評価に加え、例えば、臨海地域への実際の来訪者のニーズを詳細に分析するアンケート調査など、様々な手法により、広報活動に係る定量評価を行う必要がある。 それらの定量評価を基に、広報予算の十分性・妥当性を含め、広報媒体全体について総合的に検討するとともに、臨海地域全体の価値向上に向けて、今後数年間に予定されている大型イベント情報などについて、効果的な広報活動の展開を企画されたい。	令和5年度を通じ、ツイッター分析ツールを活用したコミュニケーション数・実数やカテゴリ別、スポット別のツイート、サマリの分析等を行った。その結果を、令和6年3月に開催した広報担当者会でグループ各社に共有した。 また、各社が行っている定量評価については令和5年6月のデータを収集し、第1回広報担当者会でグループ内へ情報共有を行った。 今後とも様々な手法を用いて、広報の効果を評価し、情報共有を図りつつ、広報施策に反映させていく。	改善済
意見	4-4 (320)	グループ全体のCSRの統一的な広報について	「東京臨海ホールディングスグループ広報方針」（令和3年4月1日）では、「方針4 社会的信頼を高める情報公開の推進」として、「CSR 活動や経営情報など、ステークホルダーの求める情報への施に発信する」としている。 現状では、グループ各社が独自にCSR への取組を実施しているものの、そのレベルは不統一であり、CSR レポートも各子会社及びグループ全体で作成されていない状況にある。 グループ全体としてのCSR への取組について、より一層、統一的に連携した広報を図るよう努められたい。	令和5年4月にグループ各社へ照会、調整を行い、臨海ホールディングスグループ環境行動計画との関係を整理し、グループ各社のCSRへの取組内容を分かりやすく統一的な構成とした。 グループ全体としてのCSRへの取組について、統一した構成で閲覧者にわかりやすい広報となるよう、令和5年5月にRHDホームページの更新を行った。 グループ各社の環境対策の意識向上と推進を図るために、グループ各社が集まる環境対策会議を令和6年2月に開催し、環境対策に関するPR方法などの情報交換を行った。今後も継続して実施する。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (321)	資金管理計画の更なる精緻化について	資金管理計画の策定に当たっては、グループ各社から「資金収支見積書」の提出を受け、当該見積書の内容について資金動向等のヒアリング、調整をした上で策定している。また、資金運用については、グループファイナンスへの預入金の入出金額及び内訳を明記している「月次資金繰表」をグループ各社から毎月提出させ、各社の運転資金を含めた資金繰り状況を確認し、運用予定を調整している。 中長期の資金管理計画の策定に当たっては、10年先までの計画であり、TPTに関する中長期の資金管理計画など、年度間によって大きく資金収支に差が生じない前提から、結果的に固定的な計画となっている子会社もある。 そのため、グループファイナンスにおいて、少なくとも翌年度の資金予測などは、余裕運用資金をより精緻に見積もるなどにより、本来のグループファイナンスの目的であるグループ全体の資金効率をより向上することを検討されたい。	毎年度の資金管理計画の策定に当たり、グループ各社から受領する「資金収支見積書」を基に、運転資金や余裕資金の確認を行い、グループファイナンスへの預入について調整している。 毎月グループ各社に提出してもらう資金収支予定を基に資金状況を確認するとともに、流動性と安全性を確保した運用を行うなど、資金効率の向上に向けた取組を着実に進めている。	改善済
意見	4-6 (323)	グループの予算・実績情報の報告について	グループ経営計画の進捗管理については、グループの経営目標評価制度による進捗状況の確認、東京都政策連携団体としての経営改革プランにおける計画と実績との対比がなされている。 さらに、各社の経営動向を把握するため、「グループ経営状況レポート」による月次モニタリングが実施され、月次開催されるRHD幹部会において共有されている。 また、グループ各社の経営動向や財務的進捗管理としては、上記の「グループ経営状況レポート」に加え、「中間連結決算」報告が実施されている。 しかし、中間期における予算と実績を対比して取りまとめた報告はなされていない。 少なくとも、四半期ごとの予算・実績管理を基に、中間期に予算と実績を対比した概況を取りまとめた上で、RHDの取締役会へ報告を行うことを検討されたい。	グループ事業の概況報告（半期）について、令和4年12月以降の取締役会から予算と実績との対比を反映させ報告している。今後も、12月の取締役会にて報告を予定している。 月次レポートにおいて、グループ各社の収入予算の達成状況を幹部会で報告するとともに、予算収支を推計した年間の見通しも併せて報告している。	改善済
意見	4-7 (327)	中期経営計画の進捗管理に係る代表取締役社長の関与について	中期経営計画推進委員会は、常務取締役が委員長、副委員長に就任し、代表取締役社長は当該委員会に出席していない。 中期経営計画の進捗管理は、会社の根幹となるPDCAサイクルであり、社長が直接関与し、現場で業務を推進するミドルマネジメントと直接に対話を繰り返すことで、実効的な経営管理がなされるものであるため、社長が委員会に出席して、経営モニタリングを実施されたい。	令和4年度下半期より中期経営計画推進委員会に代表取締役社長が直接出席し、会社経営全体のモニタリングを行っている。 令和5年度末に、令和6年度から令和10年度を計画期間とした第6期中期経営計画を経営戦略として策定したことに合わせて、「東京港埠頭株式会社経営戦略推進委員会設置要綱」を制定し、その要綱の中で代表取締役を委員長と規定している。	改善済
意見	4-8 (327)	中期経営計画の進捗管理方法について	中期経営計画の達成状況の報告に関し、「計画変更」の区分には外部要因等の管理不能な要因によるものと内部要因等の管理可能な要因によるものが混在している。 中期経営計画の進捗管理には、各部署の進捗状況に係る自己認識を反映した適切な評価の実施、管理可能な要因について必要かつ有効な対応策の構築、管理不能な要因についてはリスクを軽減する対策を構築した上で改善していくことが必要である。 これらを適切に実施するための前提として、計画の達成区分について、明確にするよう見直されたい。	令和4年度下半期の中期経営計画における達成状況の報告から、達成、未達成を明記し、未達成の要因においては「外部要因」「内部要因」のどちらの要因によるものか記載することによって達成区分の明確化を行っている。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-9 (328)	ITリテラシー及び専門性の向上とITに係る一般的な経営管理の在り方について	TPTでITシステム系専門資格の取得者は、「ITパスポート」資格保有者3名であり、そのうち2名は主任、1名が主事であり、経営者層及び中間管理職層には専門資格の取得者がいない。 現代の企業経営において、業務運営や経営意思決定にITが果たす役割は非常に高くなっており、各階層の職能別役割に応じたITリテラシー及び専門性のより一層の向上に取り組みたい。	全社員を対象にした資格取得支援制度として、「情報処理技術者資格取得支援要領」を定めて、令和5年7月1日に施行した。 また、職層別研修として、全社員を対象とした情報セキュリティ研修eラーニングを令和5年8月までに実施するとともに、課長職、部長職、役員に対して、ITリテラシー、情報セキュリティ、DXの内容を含んだ研修を令和6年2月までに実施した。なお、当該研修では、管理職や役員のほか、システム担当者までを対象を広げて実施している。	改善済
意見	4-10 (329)	情報セキュリティへの総合的な観点からの対応について	情報セキュリティに係るIT内部統制の仕組みは整備されているが、内部監査における指摘があることから、IT内部統制の運用の精度を高める方策を検討されたい。 また、TPTは、港湾インフラストラクチャを管理運営する会社であり、首都圏の物流を維持するという安全保障上の観点から、今後も外部からの攻撃に対する情報セキュリティ対策等に確実に取り組みたい。	令和5年度の内部監査指摘事項について該当社員及び所属長に指導を行うとともに、該当事象の改善を速やかに実施した。また、その1か月後に、同指摘項目の改善状況についての再点検を行い、改善の定着を図っている。 セキュリティ対策については、技術的対策は継続実施するとともに、新たに人的対策である職層別研修を実施した	改善済
意見	4-11 (332)	「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」の改訂について	「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」は、平成21年4月21日に制定以降、改訂されておらず、現状、存在する法令遵守の仕組みに係る記載がなされていない。 そのため、手引きを最新の状況に合わせて改訂されたい。その際には理解可能性、一貫性、適時性などを考慮して、記載項目や事務対応フローを記載するなどの工夫をされたい。	令和5年4月1日に、現在の個人情報保護法及び社内規則に合わせ、「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」の改訂を実施した。その際、分かりやすさを考慮し、フローチャートや様式を手引きに追加している。	改善済
意見	4-12 (335)	有形固定資産の現物確認について	有形固定資産の現物確認は、定期的には行われていない。当該資産が実際にあるか否かを定期的に確認するとともに、正しく機能するか否かを確認することは、資産の維持管理上、必要である。 現状、施設を使用する取引先との日常的なコミュニケーションや、施設巡回、各部署からの申請に基づき、適宜除却が行われていることから、標準的な管理は行われていることと思われるが、現物確認を定期的に行う仕組みが必要である。 現物確認を定期的に実施されたい。	令和6年2月中に、各部宛て現物確認及びチェックリストの提出を依頼し、年度末までに各部において有形固定資産の現物確認を実施し、総務部に提出させた。 今後も、有形固定資産の現物確認を定期的に実施する。	改善済
意見	4-13 (336)	当期取得分及び除却の固定資産の実在性について	固定資産を取得及び除却した年度の年度末には、各所管部長が経理課の固定資産明細表と各部の固定資産管理台帳を突合し、各部の固定資産台帳で固定資産の実在性をチェックした結果についても経理課に提出することで、固定資産の実在性を確認することを検討されたい。	令和6年2月中に、各部宛て現物確認及びチェックリストの提出を依頼し、年度末までに各部において有形固定資産の現物確認を実施した。その後、総務部にて内容を確認することで、会社として現物確認を実施した。 今後も、固定資産の現物確認を通じ、実在性を確認していく。	改善済
指摘	4-1 (337)	現金出納簿の作成方法について	現金出納簿は会計規程上、補助簿の取扱いとなっており、この補助簿の具体的な記載方法についての明文規定はなく、現金の動きがない月に、現金出納簿の作成されている部署と作成されていない部署が混在している。現金出納簿の作成方法について、口頭通知による伝達是不確実であり、また、想定外の文書作成実例が生じている現状は妥当ではない。現金出納簿の作成方法について、明文での規定を新設することを検討されたい。	令和4年度内に社内通知（令和5年3月20日付事務連絡「補助簿の廃止について」）を発出し、令和5年度より、徴収事務に係る規程等に現金出納簿の作成が定められている指定管理者事業における徴収事務委託を除き、現金出納簿は廃止した。	改善済

令和4年度包括外部監査 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	項目	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-14 (337)	各部署で現金を確保する必要性について	各部署における現金支出状況を確認したところ、現金出納簿への出納記録が少ない事例がある。 現金はそれ自体が、盗難、紛失、出金移動時の事故等のリスクがあるため、できるだけ少ない方が望ましい。会計規程でも、手許現金についての制約が定められている。 小口現金制度の有効活用等により、一時的にも各部署が現金を持つことが減少するよう、見直されたい。	令和4年度内に社内通知（令和5年3月20日付事務連絡「小口現金制度の有効活用について」）を发出し、「緊急を要し、かつ契約事務を行うことよりも効率的であるもの」と「価格に競争性がない場合」は、小口現金を使用するよう改めて周知した。それにより、一時的に各部署が現金を持つことを減少するよう見直した。	改善済
	4-15 (338)	売上金の現金出納簿への記帳について	時間貸駐車場売上管理は、機械から出力される売上記録及び売上金の日々の突合と、売上金の本社現金入金機への適時入金により行われている。 管理としてはこれで十分であると考えられるところ、現状はこれに追加して、売上金収入と本社現金入金機に預け入れる出金行為を、現金出納簿にも記帳して管理している。このことは、業務が重複していると考える。 売上金の現金出納簿への記帳の要否について、効率性の観点から、再度検討されたい。 もし、売上帳簿としての記録簿が必要ということであれば、現金出納簿ではなく、売上帳簿として帳簿を整備するのが適切であると考ええる。	令和4年度内に社内通知（令和5年3月20日付事務連絡「補助簿の廃止について」）を发出し、令和5年度より、徴収事務に係る規程等に現金出納簿の作成が定められている指定管理者事業における徴収事務委託を除き、現金出納簿は廃止した。	改善済
指摘	4-2 (339)	東京港埠頭株式会社随意契約要綱における単位の誤記について	東京港埠頭株式会社随意契約要綱第6条第2項第一号に「500百万円未満のもの。」と記載されていた。これは、金額の単位について、万円が正しいところを百万円と誤記したことによる。 東京港埠頭株式会社随意契約要綱の第6条第2項第一号に記載されていた「500百万円未満のもの。」については、「500万円未満のもの。」と修正されたい。	令和4年9月現場往査期間終了後、直ちに誤記を修正した。	改善済